

# 甲賀市観光協会イベントボランティア規程

甲賀市観光協会

(趣旨)

第1条 この規程は、甲賀市観光協会（以下、「当協会」とする）が地域の観光イベント主催事業者へのイベントボランティア（以下、「ボランティア」とする）派遣を目的として、受け入れ及び活動等について必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 当協会が共催・後援・協力するイベントにボランティアを派遣することを目的とする。

(ボランティアの申込方法)

第3条 当協会のボランティアになろうとする者は、「甲賀市観光協会イベントボランティア申込要綱」を承諾し、「甲賀市観光協会イベントボランティア申込フォーム」より、当協会が別に定める要綱の方法でボランティア申込をしなければならない。

2 ボランティア申込をする際は、原則として甲賀市観光協会ホームページより申請するものとする。

(ボランティアの受入方法)

第4条 ボランティア派遣を依頼する事業者は、当協会が定める方法でボランティア派遣申し込みをしなければならない。当該ボランティア活動等の内容を検討した上、事業運営に支障がないと認められるときは、ボランティアを受け入れることができる。ただし、当協会がボランティアを受け入れることが事業運営上適当でないと認められるときは、派遣先事業者に対して、理由を付して受け入れを断ることができる。

(ボランティア活動への協力)

第5条 派遣先事業者は、ボランティアを受け入れるときには、活動に対して次の各号に掲げる協力を行う。

- (1) ボランティアに対し、相談及び助言を行うこと。
- (2) ボランティアに対し、必要により食事や交通費等の提供を行うこと。
- (3) その他当協会が特に必要と認めること。

附則

この規程は、平成29年7月1日から施行する。